

銀座税理士法人 育児復帰支援プラン行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する

1. 計画期間 令和3年9月10日～令和6年9月9日までの3年間

2. 内容

<目標1>

- ・育児休業等を取得しやすい環境作りのため、管理職の研修等の啓発活動を行う。

<対策>

令和3
年9月
～
・管理職を対象とした研修の実施

<目標2>

- ・産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

令和3
年9月
～
・パンフレット作成、社内報・インターネット等による従業員への周知・従業員向け説明会開催・相談員・管理職の研修の実施

<目標3>

- ・育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直しを図る。

<対策>

令和3
年9月
～
・他社の取組事例等の情報収集を行う・仕事のやり方についてマニュアル等を整備し、他の人が援助できる体制を整える・OJT等により、従業員の能力アップを図り、職務の分担やそれに対応できる人材を育成

<目標4>

- ・育児休業後における原職又は原職相当職への復帰のための業務内容や業務体制の見直しを行う。

<対策>

令和3
年9月
～
・復職後の業務量、業務内容の見直し・休業後の復職を円滑に行うために面談を実施

令和3
年10
月～
・電話やメールなどにより、休業中の従業員との連絡を密にし、業務の進捗状況の報告など情報提供し、復職しやすい環境を整える
